

水質検査結果報告書

No. KM2600009509-A6-001

2026 年 9 月 15 日

生坂村長 藤澤泰彦 様



JWWA-GLP092
水道GLP認定

国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関 第96号
建築物飲料水水質検査業務第27号
〒390-1242 長野県松本市大字和道4010-5

環境未来株式会社 総合検査センター

山梨検査センター 〒409-3845 山梨県山梨市流石町1-6-1
技術センター 〒385-0054 長野県佐久市藤部105-2
北陸検査センター 〒920-0346 石川県金沢市藤江南1-7-1
東京検査センター 〒184-0003 東京都小金井市緑町4-6-32

依頼者	生坂村役場 振興課 建設係 水道担当 長野県東筑摩郡生坂村5493-2		
採水日時	2026 年 9 月 2 日 (13時15分)	受付年月日	2026 年 9 月 2 日
採水場所名 (水道名等)	生坂村簡易水道 グランド管理棟 外水道 上水		
採水者	太刀野 純生 (所属) 環境未来株式会社		
天候	前日 晴 当日 曇	気温 31.9 ℃	水温 27.5 ℃

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	CFU/mL	0	100 以下	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
大腸菌	—	不検出	検出されないこと	トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003 以下	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03 以下
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005 以下	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.014	1.0 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.2 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	鉄及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.3 以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04 以下	銅及びその化合物	mg/L	0.006	1.0 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	200 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	10 以下	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.05 以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8 以下	塩化物イオン	mg/L	8.5	200 以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	1.0 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	64	300 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002 以下	蒸発残留物	mg/L	110	500 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05 以下	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.2 以下
※ 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.04 以下	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02 以下	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	0.02 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下
※※ PFOS及びPFOA	mg/L	0.000005未満	0.00005以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	3 以下
#PFOS	mg/L	0.000005未満	—	pH値	—	8.0	5.8以上 8.6以下
#PFOA	mg/L	0.000005未満	—	味	—	異常なし	異常でないこと
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下	臭気	—	異常なし	異常でないこと
塩素酸	mg/L	0.11	0.6 以下	色度	度	0.5 未満	5 以下
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	濁度	度	0.1 未満	2 以下
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.06 以下			-以下余白-	
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03 以下				
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下				
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01 以下				

判定	上記検査項目については、水道法の水質基準に適合しています。		
備考	# : GLP認定項目、及び水道法による水質基準項目の対象外です。 検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。		
検査期日	2026 年 9 月 2 日 ~ 2026 年 9 月 14 日		
検査の方法	平成15年厚生労働省告示第261号	検査責任者	部長 小林 路子

「※ 1,2-ジクロロエチレン」は「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」の略称です。

「※※ PFOS及びPFOA」は「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」の略称です。